

経営者必読！ 元国税調査官が明かす 税務調査の秘密

前回、裁判で有利になる証拠作成を前提に記録を残すという税務調査の心得について解説しましたが、これでもう1つ押さえておくべきことを申し上げます。それは、裁判と税務調査の違いを正確に理解する、ということです。

この両者を比べますと、一方では裁判を前提に対策を考えるものであり、一方では裁判を前提としない考え方ですから、矛盾しているとお考えになると思います。しかし、この2つの考え方をきちんと理解しておくと、非常に有効な税務調査対策が可能になります。

前回述べた裁判を前提に考える税務調査対策は、税務署から不利益な課税処分を受ける場合に対するリスクヘッジとして考えるべきものです。不利益な課税処分を受けると、裁判で争うしか救済の道がありません。このため、税務調査の開始時から、万が一の課税処分に備えて証拠を整備しておく必要があります。

その一方で、税務調査においては強行的な課税処分がなされることはそれほど多くはありません。税務調査の決着は納税者が税務調査官の指摘を受け入れた上で自身が反省をするという、修正申告書の提出で決着をつけるのが原則です（本連載第8回参照）。税務調査の決着段階で税務署と納税者の交渉が行われますが、その際に押さえておくべきなのが、裁判と税務調査（交渉）の違いなのです。

第20回

裁判と税務調査は似て非なるもの

税務総合調査コンサルタント 税理士



松嶋 洋

私はよく、税務調査はゴネ得と申し上げています。税務調査官の指摘事項をうきるまで税務調査官との粘り強く交渉するところあるわけで、極端な例を言えば、最高な例を言えば、最高

させなければなりませんから、納税者の反論にもきをなんと対応し、それを覆さなければなりません。だからこそ、1%でも反論となりうる根拠があれば、どんどん提示するべきなのです。

その際、注意すべきことは、仮にこのような戦略を取りた場合、法令的な根拠としては弱いため、裁判に打つて出ても勝訴する見込みが低い、ということです。

裁判があつた場合の
込みを考えながら、
を考えてゴネる。両
同せず、切り分けて
査対策をしましよう
【まつしま・よう】元国
官・税理士。2002年
学卒業後金融機関勤務。
東京国税局に入局。07年
は税理士として活動。國
税調査官の経験を生
務調査対策のコンサル
や執筆活動も行う。
ウェブサイト「税務調査
み寺」[http://www.tcm-
consulting.com/](http://www.tcm-
consulting.com/)

この両者を比へますと
一方では裁判を前提に対策
を考えるものであり、一方
では裁判を前提としない考
え方ですから、矛盾してい
るときお考えになると思いま
す。しかし、この2つの考え
方をきちんと理解しておく
と、非常に有効な税務調査

といふ修正申告書の提出で決着をつけるのが原則です(本連載第8回参照)。税務調査の決着段階で税務署と納税者の交渉が行わますが、その際に押さえておくべきなのが、裁判

裁判では許されます。何より、税務調査官は税務調査の結果を分かりやすく納税者に説明する義務がありますし、自主的な反省を促して修正申告書を提出するケースが多くあります。このため、法令によらず、相手の内情を踏まえて粘り強く交渉すれば、法令解釈としては疑問符がつくものの、有利な譲歩を得ることができるケースが多々あります。

途そこでないれば陰に時
を考へながらゴネなければ、逆に不利益を被るリスクもあります。

証拠作成は録音などを活用して裁判に耐え得る、で
きるだけ客観的なものを用意し、交渉においては裁判を前提とするのではなく、

前回、裁判で有利になる証拠作成を前提に記録を残すという税務調査の心得について解説しましたが、ここでもう1つ押さえておくべきことを申し上げます。それは、裁判と税務調査の違いを正確に理解する、ということです。

その一方で、税務調査においては強行的な課税処分がなされることはそれほど多くはありません。税務調査の決着は納税者が税務調査官の指摘を受け入れた上で自身が反省をする

裁判では敗訴したものの、地方裁判所では勝訴したような判例も税務調査官に対しては、有効な反論の根拠となります。法令そのものなりえます。法令による主張展開をしたとしても説得力多數ですから、負けた判例

その一方で、税務調査の交渉においては、法令に基づく主張展開が効果的であるとは言えません。税務調査官は法令を知りませんから、法令による主張展開をしたとしても説得力

と税務調査は て非なるもの

ゴ不得となるのはあくまで
も税務調査の交渉段階において
いです。交渉が決裂して
税務署が更正処分を行ふ
ば、裁判で決着がつけられ
る話となります。が、裁判は
ゴ不得にはなりません。こ
のため、法令的な根拠が強
い、と判断できる場合は別

裁では敗訴したものの、地方裁判所では勝訴したような判例も税務調査官に対しでは、有効な反論の根拠となりえます。法令そのものも税務調査官は知りません。判例に至つては存在すら知らない税務調査官が大多数ですから、負けた判例を前提に反論するという、裁判ではまず考えられないような戦略も、税務調査交渉では許されます。

何より、税務調査官は税務調査の結果を分かりやすく納税者に説明する義務がありますし、自主的な反省を促して修正申告書を提出させなければなりませんから、納税者の反論にもきちんと対応し、それを覆さなければなりません。だからこそ、1%でも反論となるうる根拠があれば、どんどん提示するべきなのです。

その際、注意すべきことは、仮にこのような戦略を取りつた場合、法的的な根拠としては弱いため、裁判に打つて出ても勝訴する見込みが低い、ということです。

証拠作成は録音などを活用して裁判に耐え得る、で生きるだけ客観的なものを用意し、交渉においては裁判を前提とするのではなく、裁判があつた場合の勝訴見込みを考えながら、降り時を考えてゴネる。両者を混同せず、切り分けて税務調査対策をしましよう。

【まつしま・よう】元国税調査官・税理士。2002年東京大学卒業後、金融機関勤務を経て東京国税局に入局。07年退官後は税理士として活動する傍ら、国税調査官の経験を生かし、税務調査対策のコンサルタントや執筆活動も行う。ウェブサイト「税務調査駆け込み寺」<http://www.totaltax-consulting.com/>

〔まつしま・よう〕元国税調査官・税理士。2002年東京大学卒業後、金融機関勤務を経て東京国税局に入局。07年退官後は税理士として活動を続ける傍ら国税調査官の経験を生かし、税務調査対策のコンサルタントや執筆活動も行う。ウェブサイト「税務調査駆け込み寺」<http://www.totalltax-consulting.com/>